

## 議第220号

京都市農業委員会の選挙による委員等に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

京都市農業委員会の選挙による委員等に関する条例の一部を改正する条例  
を次のように制定する。

平成27年11月27日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市農業委員会の選挙による委員等に関する条例の一部を改正  
する条例

第1条 京都市農業委員会の選挙による委員等に関する条例の一部を次のよ  
うに改正する。

第1条中「定める」の右に「とともに、京都市農業委員選定委員会（以  
下「選定委員会」という。）の設置等に関し必要な事項を定める」を加え  
る。

本則に次の4条を加える。

（選定委員会）

第5条 委員会の委員の選定に関する事項について、市長の諮問に応じ、  
調査し、及び審議するため、選定委員会を置く。

（選定委員会の組織）

第6条 選定委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 選定委員会の委員（以下「選定委員」という。）は、学識経験のある  
者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

（選定委員の任期）

第7条 選定委員の任期は、1年以内において市長が定める期間とする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 選定委員は、再任されることができる。

(委任)

第8条 前3条に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

第2条 京都市農業委員会の選挙による委員等に関する条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市農業委員会の委員等に関する条例

第1条中「第7条第1項、第10条の2第2項及び第3項並びに第19条第6項」を「第8条第2項及び第18条第2項」に、「(以下「委員会」という。)の選挙による委員等に関し必要な事項」を「の委員(以下「農業委員」という。)等の定数」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、19人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 農地利用最適化推進委員の定数は、29人とする。

第4条を削る。

第5条中「委員会の委員」を「農業委員」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、第8条を第7条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条、次項及び附則第3項の規定は平成28年4月1日から施行する。

(委員の定数の特例)

2 第2条の規定による改正後の京都市農業委員会の委員等に関する条例第

2条の規定にかかわらず、農業委員会等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年政令第366号）附則第3項に規定する農林水産省令で定める日までの間は、京都市農業委員会の委員の定数は、21人とする。

(関係条例の一部改正)

3 京都市報酬及び費用弁償条例の一部を次のように改正する。

第2条第12号中「及び農業委員会の部会長」を削り、同条第13号中「農業委員会会長」を「及び農業委員会会長」に改め、「及び農業委員会の部会長」を削る。

#### 提案理由

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、京都市農業委員会の委員等の定数を定める等の必要があるので提案する。